

学校いじめ防止基本方針

基本的な考え

いじめは決して許されない行為である。しかし、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなり得る」いじめの問題への対応は、学校としても大きな課題である。

そこで、全ての児童が安心して意欲をもってのびのびと小学校生活を送れるように、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。まず、日常の指導体制を定めていじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見につとめることが大切である。そして、いじめを認知した場合には、迅速かつ速やかに解決するため、学校全体で、保護者、地域、関係諸機関とも連携しながら取り組んでいく。

いじめとは…

児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む）であって、いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じているもの。苦痛を受けた期間の長さや苦痛の軽重に左右されない。

基本的認識

- ①いじめは絶対に許されない。
- ②いじめはいじめる側が悪い。
- ③いじめは、どの児童にもどの学校においても起こり得る。
- ④いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題
- ⑤いじめは、いじめられる児童、いじめる児童だけでなく、周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童のとらえ方により、抑止作用となったり促進作用となったりする。

いじめ対策委員会

- 【役割】 ・学校いじめ防止基本方針に基づく、具体的な計画の作成、実行、検証
・いじめの相談・通報の窓口
・いじめに係る情報の収集、記録、共有
・認知されたいじめの解決に向けて、効果的な方策を検討、実行

【構成】 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、当該学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 等

※必要に応じて、人権・同和教育主任、スクールカウンセラー等構成が変わることがある。

未然防止の取組

- ①学級経営の充実
☆心の居場所となる学級づくり、帰属意識を高める
- ②学習指導の充実
☆誰もに見通しがもてて、「分かる授業」の実施
- ③特別活動、道徳教育の充実
☆望ましい人間関係づくり、自他を尊重する態度の育成
- ④人権教育の充実
- ⑤情報モラル教育の充実

早期発見の取組

- ①教員と児童の日常の交流を通じた発見
☆日常の観察、兆候のチェック（チェックリスト）
- ②教育相談の充実、体制の整備
☆「お話タイム」の実施、アンケートの実施、S C の活用
- ③情報の共有（報告・連絡・相談）
☆職員会議の「児童理解」
- ④保護者・地域との連携

いじめへの対処

「報・連・相」で
組織で対応！
チーム赤江の本領発揮！

(1) いじめが確認された場合の対応方針

①いじめに気づく（訴えの受信）

- ☆本人の訴え，教員による「サイン」の発見，児童からの報告，保護者からの報告，他の相談機関や外部からの報告 等
- ☆事実の有無や内容の真偽について，当該児童や関係児童への確認（担任等）
- ☆管理職，生徒指導主任への報告

②「いじめ対策委員会」の開催

- ☆事案に応じて柔軟に構成員を加えてチームを編成する。
- ☆初期対応の協議・・・具体的な対策方針と役割分担の決定

③事実関係の究明と正確な把握

- ☆被害者，加害者，周囲の児童からの事情聴取等
→正確な事実関係が把握された後，「いじめ対策委員会」による対応方針決定

④全教職員への情報提供，共通理解

- ☆臨時職員会議の開催（事実関係や経緯，対応方針，具体的な対応等について共通理解する）
- ☆情報共有のため，必要に応じて適宜開催される。

⑤いじめの関係者への指導と支援

- ☆いじめられている児童への対応 ☆いじめている児童への対応 ☆周りにいた児童への対応

⑥保護者との連携

- ☆いじめを受けた児童の保護者との連携
- ☆いじめを行った児童の保護者との連携

⑦安来市教育委員会，関係諸機関との連携

- ☆安来市教育委員会からの指導・助言を仰ぐ。

⑧保護者，地域への情報提供について

- ☆全保護者，地域への情報提供については，PTA 会長（役員）とも検討する。

⑨いじめの「解消」について

- ☆少なくとも3 ヶ月を目安に，いじめに係る行為がやんでいること。
- ☆被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(2) 重大事態への対応

①重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

- ☆いじめにより，児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ☆いじめにより，児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

②重大事態への対応

- ☆すぐに安来市教育委員会（以下，市教委）に報告し，市教委は市長に報告する。
- ☆市教委は，調査主体及び調査組織について判断する。
- ☆調査組織は，学校が主体の場合は，「いじめ対策委員会」（ただし適切な専門家や市教委による人的支援も含む），市教委が主体の場合は「いじめ防止専門委員会」となる。
- ☆調査組織で，事実関係を明らかにする調査を実施する。
- ☆調査結果を，いじめを受けた児童や保護者へ説明を行う。
- ☆調査結果を踏まえた，必要な措置を行う。（プライバシーに十分配慮する。）